



## 住民登録等に関する届け出・諸証明

### ▶ 住民異動に関する届け出

**問** 本市民課（総合窓口） **支** 市民係（総合窓口）

こんなとき	いつからいつまでに	必要なもの	気をつけていただくこと
転入届 市内に引っ越してきたとき	住み始めてから 14日以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>・転出証明書（前住所地で発行）</li> <li>・本人確認書類</li> <li>・個人番号カード</li> <li>・住民基本台帳カード</li> <li>・届出人の印鑑</li> <li>・介護保険受給資格証</li> </ul>	国民健康保険・国民年金に加入する方は申し出てください。
転出届 市外に引っ越すとき	引っ越す日のおおむね 14日前から	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本人確認書類</li> <li>・印鑑登録証（くき市民カード）</li> <li>・住民基本台帳カード</li> <li>・届出人の印鑑</li> <li>・国民健康保険被保険者証</li> <li>・後期高齢者医療被保険者証</li> <li>・介護保険被保険者証</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・転出先の住所・世帯主名を確認してから届け出にお越しください。</li> <li>・引っ越した先の市区町村で、14日以内に転入の届け出をしてください。</li> </ul>
転居届 市内で引っ越したとき	住み始めてから 14日以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本人確認書類</li> <li>・個人番号カード</li> <li>・住民基本台帳カード</li> <li>・届出人の印鑑</li> <li>・国民健康保険被保険者証</li> <li>・後期高齢者医療被保険者証</li> <li>・介護保険被保険者証</li> </ul>	
世帯変更届 世帯主が代わったり、世帯を合併・分離したとき	変更があったときから 14日以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本人確認書類</li> <li>・届出人の印鑑</li> <li>・国民健康保険被保険者証</li> </ul>	

※本人または本人と同一世帯の方が届け出ることができます（届出人本人が窓口に来る場合、印鑑は不要です）。

※本人確認書類…運転免許証、パスポート、個人番号カードなど

※国民健康保険被保険者証や介護保険被保険者証、住民基本台帳カード、個人番号カードはお持ちの方のみご持参ください。

※代理人が届け出する場合は、委任状と代理人の本人確認書類が必要です。

### ▶ 住民票・戸籍謄本などの第三者交付に係る本人通知

**問** 本市民課（総合窓口） **支** 市民係（総合窓口）

本人の代理人や第三者からの請求で、本籍の記載がある住民票の写しや戸籍謄本などを市が交付した場合、市から本人にそのことを通知する制度があります。住民票の写しなどの不正請求を抑止し、不正利用を早期発見するためのものです。事前の登録が必要ですので、希望される場合は登録手続きをお願いします。

**対 象** 市の住民基本台帳や戸籍に記録されている人など  
**必要なもの** 申請者によって異なりますのでお問い合わせください。

### ▶ 戸籍に関する主な届け出

**問** 本市民課（総合窓口） **支** 市民係（総合窓口）

こんなとき	いつからいつまでに	必要なもの	届出人	気をつけていただくこと
出生届 子どもが生まれたとき	生まれた日から 14日以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出生証明書</li> <li>・母子健康手帳</li> <li>・届出人の印鑑</li> </ul>	父・母	命名は、使用する文字に制限があります。
婚姻届 結婚するとき	届出日から法律上の効力が発生	<ul style="list-style-type: none"> <li>・戸籍謄本（久喜市に本籍がない方）</li> <li>・結婚する方の印鑑</li> <li>・本人確認書類</li> <li>・両親の同意書（未成年の方）</li> </ul>	夫・妻	当事者と証人（成人2人）の署名・押印が必要です。

こんなとき	いつからいつまでに	必要なもの	届出人	気をつけていただくこと
離婚届 離婚するとき	届出日から法律上の効力が発生	・戸籍謄本（久喜市に本籍がない方） ・夫婦それぞれの印鑑（別々のもの） ・本人確認書類 ・裁判等による離婚の場合は、裁判所の発行する審判書等の書類	夫・妻	・当事者と証人（成人2人）の署名・押印が必要です。 ・夫婦間の未成年の子については、親権者を定めてください。 ・裁判等による離婚の場合は、その確定を知った日から10日以内に、申立人である夫または妻が届け出をしてください（証人は不要）。
死亡届 死亡したとき	死亡の事実を知った日から7日以内	・死亡診断書または死体検案書 ・届出人の印鑑	親族や同居者等	届け出の前に火葬場を予約してください。
転籍届 本籍を変えるとき	届出日から法律上の効力が発生	・戸籍謄本（市内で転籍する場合は不要） ・筆頭者と配偶者の印鑑（別々のもの）	筆頭者と配偶者	筆頭者と配偶者の署名・押印が必要です。

※本人確認書類…運転免許証、パスポート、個人番号カードなど  
※婚姻や離婚により住所が変わるときは、住民異動に関する届け出も必要です。

■戸籍に関する届け出の受付時間

	日中	夜間
月～金曜日	8時30分～17時15分	窓口までお越しください。
土曜日・祝日	8時30分～17時15分	警備員が預かります。
日曜日	8時30分～12時 / 13時～17時15分	窓口までお越しください。 (日曜開庁)
		17時15分～翌日8時30分 警備員が預かります。 (日曜開庁 12時～13時)

※日曜開庁時や警備員が届出書をお預かりした場合、内容の確認を後日行い、訂正や不足書類などがあった場合は、窓口業務時間内に再度お越しいただくことがあります。  
※夜間の埋火葬許可証の発行は市役所（本庁舎）のみ取り扱います。

➡印鑑登録 問 本市民課（総合窓口） 支市民係（総合窓口）

久喜市に住民登録をしている方は、1人1個に限り印鑑を登録できます（15歳未満の方を除く）。  
旧菖蒲町・旧栗橋町・旧鷲宮町発行の印鑑登録証は、久喜市発行の印鑑登録証に交換する必要がありますのでお問い合わせください。交換の手数料は無料です。

	必要なもの・気をつけていただくこと
登録できる印鑑	住民基本台帳に記録されている「氏名」、「氏」、「名」もしくは「旧氏」または「氏名もしくは旧氏の一部を組み合わせたもの」で表した印影が、鮮明で変形しない印鑑で、一辺の長さが8mm以上25mm以下の正方形に収まるもの
本人が申請する場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・登録する印鑑</li> <li>・官公署が発行した顔写真付きの本人確認書類（運転免許証、パスポート、個人番号カードなど）</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">                     本人確認書類をお持ちでない場合は、                      ①照会書の送付                      ※登録に相当の日数を要します。                      ②保証書（市内で印鑑登録している方の署名・押印（登録印）のある書面）                      のいずれかの方法により本人確認を行います。                 </div>
代理人が申請する場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・登録する印鑑</li> <li>・委任状（代理人選任届）</li> <li>・代理人の印鑑</li> <li>・代理人の本人確認書類</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">                     登録する本人への確認のため、照会書を本人あてに郵送します。このため、登録まで相当の日数を要します。                 </div>

➡パスポート

問 本市民課（総合窓口）

市内在住の方は、市役所でパスポートの申請および受け取りができます。窓口での取り扱い日時は次のとおりです。

- 申請 月～金曜日 9時～16時30分
- 受取（交付） 月～金曜日 9時～16時30分  
日曜日 9時～12時 / 13時～16時30分

※申請時に必要な書類等の詳細は、お問い合わせください。なお土曜日、祝日、12月29日～1月3日はお取り扱いできません。

➡証明書の発行

問 本市民課（総合窓口） 支市民係（総合窓口）

証明書の名称	手数料	請求できる方	必要なもの
住民票の写し（個人・世帯全員）	1件300円	本人 本人と同一の世帯の方	・印鑑 ・本人確認書類
住民票記載事項証明書	1件300円	本人 本人と同一の世帯の方	
戸籍全部事項証明（謄本）	1件450円	本人、配偶者 または直系の親族 ※久喜市に本籍がある方のみ、 請求できます。	・印鑑登録証（くき市民カード） ・本人確認書類
戸籍個人事項証明（抄本）			
除籍・改製原戸籍（謄本・抄本）	1件750円		
戸籍の附票の写し	1件300円		
印鑑登録証明書	1件300円	本人、代理人	

このほかの証明書につきましては、担当課までお問い合わせください。

※本人確認書類…運転免許証、パスポート、個人番号カードなど  
※代理人が請求する場合は、委任状と代理人の本人確認書類が必要です。

➡個人番号カード（マイナンバーカード）

問 本市民課（総合窓口） 支市民係（総合窓口）

個人番号カードは顔写真付きのカードで、本人確認のための証明書として利用できます。また、カードのICチップに搭載された電子証明書をを用いて、e-TAX（国税電子申請・納税システム）を利用することや、コンビニエンスストアで住民票の写しなどの各種証明書を取得することができます。

申請および受け取りについての詳細は、通知カードに同封されたチラシをご覧ください。担当課までお問い合わせください。

申請・受取の方式	交付時来庁方式	郵送、窓口またはオンラインで申請し、窓口でカードを受け取る方法です。
	申請時来庁方式	窓口に必要な書類をすべて持参した上で申請し、本人限定受取郵便でカードを受け取る方法です。

